

## 鳥取県立生涯学習センター洋式便器等整備業務仕様書

- 1 業務名 鳥取県立生涯学習センター洋式便器等整備業務
- 2 業務場所等 鳥取県立生涯学習センターホール棟中2階（鳥取市扇町21）
- 3 業務期間 契約締結日から令和8年9月30日まで

### 4 受注者が行う業務内容等

#### (1) 目的

施設のバリアフリー化を推進するため、利用の多いホール棟2階のトイレの和式便器を洋式便器に改修、整備する。

#### (2) 業務の内容

場所 (数量)	ホール棟中2階男子便所（2室）、同女子便所（3室）	計5室
整備の 概要	既設和式便器の洋式便器への取替 ・上記に伴う給排水管その他付帯改修、補修 ・上記に伴う電気設備の整備（トイレブースコンセントの新設、専用回路新設） ・上記に伴う建具の整備（既存トイレブース扉の開き勝手変更）	
備考	・対象箇所は別紙1図面を参照 ・現状写真等は別紙2を参照 ・原則、便房（トイレブース）の広さを現状と変更することなく、便器のみの取替を行うこと	

#### (3) 計画、準備

既設の仕様・寸法は場所によって異なる。事前に現況をよく調査し、施工に用いる資材・工法の検討を行う。

新設器具の配置検討に当たっては、便器とトイレブースの給水管との離隔寸法を適切に確保し、使用上の支障が無いようにする。どのように器具を配置しても離隔寸法が確保出来ない、又は隠蔽された支障物や既存劣化等が存在し別途改修を要する場合、速やかに鳥取県立生涯学習センターの施設担当者（以下「施設担当者」という。）に報告し協議する。

工程の計画に当たっては、施設担当者と十分調整し施設利用への影響を抑えたものとする。

#### (4) 養生、表示

作業に伴い既成部分を汚損することが無いよう、養生材により適切に養生する。また、作業期間中は必要に応じて対象範囲の立ち入り禁止表示、使用禁止表示を行う。

#### (5) 撤去

天井や床のはつりを行う場合は、既存防水層を必要以上に傷めないよう慎重に施工し、見栄えと作業性を考慮し、影響範囲のモルタル層・タイルは幅広に撤去するとともに、既存建材にアスベスト含有の可能性が疑われる場合、必要な養生等実施する。

#### (6) 配管、防水

給水管は原則として床上で部分改修し、使用上支障の無い適切な位置に布設する。

#### (7) 床面の内装

内装仕上げは既設床面と近似の色・寸法とし、欠損部を含め見栄え良く補修する。

(8) 器具取付、点検

新設器具の据付け完了後、確実な固定がなされ、漏水等の不具合が無いことを確認するとともに、作業に伴う不具合は修正する。

(9) 電気設備

新設の洋式便器の便座用コンセントを新設する。

(10) 扉

ア 既存トイレブースの扉の開き勝手を変更する。(内開き→外開き)

イ 既存扉を加工し取付金物を取替え、開き勝手を変更する。

(11) 清掃

作業に伴い生じたちりやほこり、その他の汚れは適切に清掃し、廃材は持ち帰り処分する。

(12) その他

ア 既設器具(紙巻器等)は新設便器の配置に合わせて原則として移設する。ただし、移設が容易でないもの(既設器具が壁埋込み仕様または電気工事を伴う等)は、対応を施設担当者と別途協議する。

イ 整備対象の既成部位に、整備では改善されない劣化・不具合を認めた際は、予め施設担当者に報告し、対応を別途協議する。

5 一般共通事項

(1) 業務条件

作業時間帯は原則として午前8時30分から午後5時までとし、予め施設担当者と協議して決めた日程で実施する。ただし、騒音・振動を伴う作業および施設運営に支障がある等の理由で平日に業務が実施出来ない場合は、施設担当者と協議して影響の少ない時間帯または休日に実施する。

(2) 業務の報告

日々、業務の開始・終了時に施設担当者へ口頭で報告する。その他、緊急性のある事項は適宜報告する。

(3) 受注者の負担の範囲

ア 業務の実施に必要な施設の電気、水は無償で使用できる。

イ 業務の実施に必要な工具、計器、ウエス、潤滑油、燃料、養生材、雑材消耗品および事務用品等は受注者の負担とする。

ウ 業務に伴って発生した廃材の処理担当は受注者の負担とする。

エ 既成部分を損傷させた場合、既成にならって復旧する。

6 権利義務の譲渡等の禁止

受注者は、本業務に係る契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

7 秘密の保持

(1) 受注者は、本業務の履行に関して知り得た事項を第三者に漏らし、又は発注者の承認を受けずに資料等を第三者に閲覧させてはならない。

(2) 受注者は、本業務に従事する者並びに8の規定により本業務を再委託する場合の再委託先及びそれらの使用人(以下「従事者等」という。)に対して、(1)の規定を遵守させなければならない。

(3) 発注者は、受注者が(1)及び(2)の規定に違反し、発注者又は第三者に損害を与えた場合は、受注者に対し本業務に係る契約の解除又は損害賠償の請求をすることができる。

(4) (1)から(3)までの規定は、本業務に係る契約期間の満了後又は契約解除後も同様とする。

## 8 再委託の禁止

- (1) 受注は、発注者の承認を受けずに、再委託をしてはならない。
- (2) 発注者は、次のいずれかに該当する場合は、(1)の承認をしない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。
  - ア 再委託の契約金額が本業務に係る委託料の額の50パーセントを超える場合
  - イ 再委託する業務に本業務の中核となる部分が含まれている場合
- (3) 受注者は、(1)の承認を受けて第三者に再委託を行う場合、再委託先に本業務に係る契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して責任を負わせなければならない。

## 9 特許権等の使用

受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の法令に基づき保護される第三者の権利(以下「特許権等」という。)の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその材料、履行方法等を指定した場合において、仕様書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担する。

## 10 調査等

発注者は、必要があると認めるときは、本業務の処理状況について調査し、受注者に対して報告を求めることができる。この場合において、受注者は、これに従わなければならない。

## 11 完了報告及び検査

- (1) 受注者は、本業務を完了したときは、完了の日から10日以内に完了報告書を発注者に提出する。また、取扱説明書、保証書を発注者及び施設担当者に各1部提出する。
- (2) 発注者は、(1)の完了報告書を受領した日から10日以内に本業務の完了を確認するための検査を行う。
- (3) 発注者は、(2)の規定に基づき検査を行った結果、本業務を合格と認めるときは、その旨を受注者に通知する。
- (4) 受注者は、(2)の検査に合格しないときは、発注者の指示に従って遅滞なくこれを修補し、発注者の検査を受けなければならない。この場合においても(3)の規定を準用する。

## 12 委託料の支払

- (1) 受注者は、11(3)の通知を受けた後、速やかに本業務に係る委託料の請求書を発注者へ提出する。
- (2) 発注者は、正当な請求書を受領した日から30日以内に請求に係る委託料を支払う。
- (3) 発注者が正当な理由なく前項に規定する支払期間内に支払を完了しないときは、受注者は遅延日数に応じ未払金額に対し政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した遅延利息を甲に請求することができる。

## 13 その他

この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書について疑義の生じた事項については、発注者と受注者が協議して定める。



1 現状の写真



中2階男子トイレ和式便器



中2階女子トイレ和式便器

2 整備対象のトイレブースの広さ

場所		幅 (横)	奥行 (縦)	扉の取付	箇所数
中2階	女子トイレ和式便器	107cm	98cm	内開き	3
中2階	男子トイレ和式便器	107cm	98cm	内開き	2

